

## 2014年臨時議会 反対討論（要旨）

2014年11月7日

まつざき 真琴

私は、日本共産党県議団として、請願・陳情の委員会審査結果に反対するもののうち、主なものについて、その理由を述べ討論いたします。

まず、陳情第11025号「全ての原発からただちに撤退することを決断し、川内原発1，2号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書」について、委員会審査結果では、不採択であります。これは採択すべきであることを主張いたします。

本陳情は、福島第1原発の事故後の状況を鑑み、危険な原発を世界有数の地震国であり、世界で1，2の津波国である日本に集中立地することの危険性を訴えています。また、福島原発事故の原因究明がなされていないもとで作られた「新規制基準」を「世界最高水準」と言い、再稼働することは許されないとし、原発ゼロの日本を実現することが政治の責任と述べています。

東京電力福島第一原発の苛酷事故から3年8ヶ月になりますが、いまだに12万5千人の人たちが避難生活を余儀なくされています。長引く避難生活で将来を悲観して自殺に至る住民も、時間が経過するにしたがって増え続け、現在50人を超えています。

福島の原発事故は、安全な原発などないということ、人類と原発は共存できないということをお教えしてくれました。私たちは、福島の住民の大きな苦しみや犠牲を決して無駄にせず、これを教訓として学ぶべきであります。本陳情にあるように、全ての原発からただちに撤退することを決断すべきです。

よって、本陳情は、採択し、川内原発1，2号機の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出すべきであります。

次に、陳情第11031「『県民の安全が担保されない拙速な川内原発1，2号機の再稼働を認めない決議』の採択を求める陳情書」が委員会審査結果では、不採択であります。これは、採択すべきであることを主張いたします。

本陳情は、「火山災害に対する安全性の根拠を明らかにすること」や「実効的な避難計画が策定されること」を求めています。

火山の問題では、九州電力は、「川内原発の運用中に、破局的噴火が起きる可能性は、極めて低い」「モニタリングでその前兆現象を予知できる」と主張し、規制委員会もこれを妥当としています。

しかしながら、今月2日、日本火山学の原子力問題対応委員会は、原発への火山の影響を評価する原子力規制委員会のガイドライン見直しを求める提言をまとめました。このガイドラインに基づいて川内原発の新規制基準適合が認められたことについて「疑問が残る」と言

明し、「今後も噴火を予測できる前提で話が進むのは怖い話だ」と述べ、早期の見直しを求めています。火山噴火予知連絡会の藤井敏嗣会長は、新聞の取材に答えて「ガイドラインはまやかしの論理で私たちの認識とまるで違う」「国や電力会社は、科学的に安全だと言えないことを認めた上で、どうしても電力が必要で原発を稼働させたいのなら、そう言うべきだ」と述べ、科学を捻じ曲げ、それを利用しようとする推進派を厳しく批判しています。原子力規制委員会の田中俊一委員長は、5日の記者会見で、火山の対応の問題で破局的噴火の兆候を3ヶ月前に予知した場合、原発の使用済み核燃料を移動するなどの対応はできないのではないかと問われると「3ヶ月前ということがわかればすぐ止めて準備をして遠くに運べばできますよ」と答え、しかしその方法を問われると「本当にそれを現実に真面目に考えると、なかなか難しい」と釈明。そして「チェルノブイリでもそうですが、石棺という方法もやっている。川内の場合は深いプールにある。そういうところを埋めてしまうのだからであるでしょう。」と述べました。これが、知事が「田中委員長の言葉を信じたい」と言っておられる規制委員会の責任者の言葉です。この規制委員会が出した「許可」でもって、「安全性が確認された」として、今後再稼働の同意がおこなわれるかもしれないと考えると、恐ろしくなっています。

このように、火山噴火の予知の問題について、九州電力は再稼働推進の立場から、「予知できる」という立場にたち、何人もの火山学者が「予知できない」と発言しています。県や県議会は、県民の安心・安全な生活を守るためには当然「予知できない」という立場に立って考えるべきであります。

また、避難計画の問題も深刻です。30<sup>km</sup>圏内の9市町において、避難計画が作られ、それについての住民説明会が4月から8月において各地で開催されました。しかしながら、ここで出されたのは、「これで安全に避難できるのか」「車の渋滞は起きないのか」「バスの運転手は確保できるのか」「避難経路がとても危険で安全に避難できるのか」という不安や疑問が続出でした。特に、風向きと避難方向の問題が出され、「一方向の避難で大丈夫なのか」という疑問が出されました。加えて、知事からは、10<sup>km</sup>以遠の要援護者の避難計画について、「空想的なものは作れるが、現実的なものは作れない。」「作らない。」という発言がなされ、住民から大きな抗議の声が上がりました。そして、その後9月になって登場したのが、その時の風向きによって、避難する方向を変えるという「調整システム」の導入でした。もし、風向きによって避難の方向が変わるのであれば、住民にどうつたえるのか、どこに行くのか、病院や施設には、本当にベッドが用意されているのか、さらに疑問が深まるばかりです。「机上の空論」ではなく、本当に住民が100%安全に避難できる計画の策定が不可欠です。以上のことから、本陳情は採択すべきであります。

次に、陳情第11036「川内原発再稼働の地元同意に係る決議の採択について」が委員会審査結果では、不採択であります。これは、採択すべきであることを主張いたします。

本陳情は、30<sup>km</sup>圏内、また原発事故の際「被害自治体」になる可能性のある自治体の住民及び議会、首長から同意を得ることなしに県は再稼働の同意をしないことを求めるものであります。

30<sup>キロメートル</sup>圏内の9つの自治体には、避難計画策定が義務付けられています。しかしながら、県から同意の対象として考えられているのは薩摩川内市だけであります。川内原発が事故の際には、被害を被るかも知れない「被害自治体」は、再稼働について何の意見を言うこともできず、被害だけを被ることになるのです。周辺自治体の議会からは、知事あてに意見書が提出されています。始良市議会からは、「川内原発の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」、いちき串木野市議会からは、「十分な避難計画なしに再稼働を認めないことを求める意見書」、日置市議会からは、「再稼働の同意の対象にすることを求める意見書」、出水市議会、阿久根市議会からは、「再稼働について慎重な対応を求める意見書」、屋久島町議会からは、「川内原発再稼働に反対する意見書」です。知事は、地方自治法にもとづき提出されたこれらの意見書を重く受け止めるべきであります。一旦事故が起きれば、またたくまに、目に見えない放射性物質、死の灰は、川内原発の上空の風に乗って、どこまでも広がっていきます。その被害を受けるのは住民です。

昨日、東京電力の姉川常務執行役は、参考人として出席した衆院原子力問題調査特別委員会で、約30キロメートル圏内の自治体が地域防災計画を定めていることが再稼働の前提ではないかと問われ「地域防災計画が定まっていない、すなわち、ご理解いただいていない」ということであれば、われわれ事業者としては再稼働の条件が十分でない」と認識している」と述べ、原発から30キロメートル圏内の自治体が一つでも反対すれば、事業者が再稼働をすることはしない旨を発言しました。

このように、電力事業者も、30<sup>キロメートル</sup>圏内の自治体の理解を求める姿勢をしめしているのです。県民の命と暮らしを守るために、県議会として決議し、同意を得る対象を広げるべきであります。よって、本陳情は採択すべきであります。

次に、陳情第11038号「川内原発1，2号機再稼働について、九州電力の3つの申請書がそろい、かつ原子力規制委員会の審査が終了するまで議会判断をしないことを求める陳情書」が、委員会審査結果では、不採択であります。これは採択すべきであることを主張いたします。

適合審査は「原子炉設置変更許可」がなされただけであります。県は、この「許可」で、「川内原発の安全性が確保された」という認識を示しています。しかしながら、「工事計画書」と「保安規定」は、まだ審査中であります。住民説明会において、住民からの「これで安全と言えるのか」という質問に対して、規制庁は「審査は終わったわけではない。原子炉設置変更許可だけでは使うことはできない。安全の基本方針が定められているかを『許可』し、具体的に許可されたものを作ったか『認可』し、さらに認可したものができているかどうか『検査』をする」と回答し、審査がまだ続いていることを強調しました。

まだ、適合審査の最中であり、最終的に基準に「合格」するかどうかはわからない段階で、県議会や県知事が判断することは許されません。適合審査がすべて終了してから、判断を行うべきであります。よって、本陳情は採択すべきであることを主張いたします。

次に、陳情第11034号「川内原子力発電所1，2号機の日も早い再稼働を求める陳

情書」について、委員会審査結果では、採択であります、これは、不採択すべきであることを主張いたします。

本陳情には、「少子高齢化到来や過疎化の進行、中心市街地をはじめとする各地商店街の衰退」など、薩摩川内市が大変厳しい環境にあることが述べられています。地域の疲弊している状況に対してそれを心配し、解決策を求めるのは最もだと考えますが、これまで、川内原発が運転開始から30年、その10年前から電源立地交付金が地域に落とされたことを考えると、川内原発が本当に地域の活性化に貢献してきたのだろうか、大きな疑問を持つものです。今、全国的にも地方のまちにおいて、団塊の世代や若い世代によるUターン、Iターンが見られますが、残念ながら、薩摩川内市は原発があることから、敬遠されている状況にあると聞きます。ある御夫婦は、「東京にいる息子家族に川内に帰ってきて欲しいと思っているが、孫のことを考えると、原発がある川内に帰ってこいとは言えない。」と語られました。運転開始から設計寿命である30年を迎えた川内原発は、今こそ廃炉を決断し、廃炉プロセスに入れば、これから先30年、40年、毎日の仕事が生まれることとなります。川内原発をなくして、新たな地域振興策を検討することが、真の地域活性化に結びつくと考えます。よって、本陳情は不採択とすべきであることを主張いたします。

討論の最後に同僚議員のみなさんに訴えます。今、私たち議員に問われているのは、川内原発の再稼働に関わって、何を基準として判断するかです。

議員としては、まずは住民のいのちと暮らしを守るということを最優先に考えるべきです。

安倍政権は、原発をベースロード電源とするとして、原発をこれからの推進していく姿勢を示し、原発の輸出にも躍起になっています。

福島の事故は、私たちに、自然の脅威と、原発の技術は未完成で、放射能の被害を人の手で食い止めることができない、つまり、原発と人類は共存できないということを教えてくれました。政府も九電も「福島の教訓を生かす」と言われますが、本当に福島第1原発の現状と福島の住民の苦しみを直視すれば、原発を動かそうなど考えられません。

結局は、原発の利益に群がる、原子炉メーカーや電力事業者、大手ゼネコン、鉄鋼メーカー、セメントメーカ、メガバンク、核燃料を輸入する商社、これらの企業から多大な献金を受け取る与党自民党、そして核燃料を輸出する商社などこれらの原発利益共同体は、住民の安全よりも、みずからの利益を優先するのです。

私たち、地方議員は、地元住民の付託を受け、県議会に臨んでいます。住民のいのちと暮らしを守ることが最優先に判断しようではありませんか。

大飯原発差し止め訴訟の福井地裁判決では、原発が「ひとたび深刻な事故が起これば多くのひとの生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす」と述べた上で、「生存を基礎とする人格権は、最高の価値を持つ」と示しました。

CO2排出の問題でも、福井地裁は、電力事業者は「原子力発電所の稼働がCO2排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが、原子力発電所でひとたび深刻事故が怒った場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故はわが国始まって以来最大の公害、環境汚染である」と断じています。

そして、「国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきでなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」と明快に述べています。

豊かなふるさと鹿児島と、その地に根を下ろして暮らしている県民のいのちと暮らしを守るため、本県議会は、川内原発の再稼働に断固反対すべきであることを申し述べ、討論を終わります。